

「動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領（案）」の概要

令和5年1月17日
福岡県保健医療介護部生活衛生課

1 目的

- 令和元年6月の動物愛護管理法の一部改正に伴い、動物取扱業者が遵守すべき基準、いわゆる「基準省令※」が令和3年6月から施行され、動物を飼養するためのケージのサイズや従業員1人当たりが飼育できる犬等の頭数に数値基準が導入された。
- これら法の趣旨に沿った厳格な運用を行うに当たり、動物愛護管理法等に基づき、動物取扱業者の登録の取消し又は業務停止、特定動物の飼養又は保管の許可の取消し、その他の不利益処分、勧告等の実施に係る事務の取扱い等について定める必要がある。

※「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」（令和3年環境省令第7号。）

2 要領の内容

構成		内容
I 総則	第1～第4	目的、基本原則、処分等の適用、処分等取扱手順
II 細則	第1	軽微な違反に対する措置
	第2	第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者に対する必要措置命令等
	第3	第一種動物取扱業者であった者に対する必要措置命令等
	第4	第一種動物取扱業者に対する業務停止及び登録取消し
	第5	特定動物飼養者に対する許可の取消し及び必要措置命令
	第6	動物の飼養等に起因して周辺的生活環境が損なわれている事態に対する措置命令等
	第7	動物の飼養等に起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態に対する措置命令等
	第8	犬の飼い主が条例第5条第1号の規定に違反している場合の条例第8条による措置命令
	第9、10	聴聞、弁明の機会の付与
第11～13	処分の執行、告発の取扱い、過料の取扱い	

3 施行期日 公布の日

